食料システム

2026
11月号
No.371

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
Organization for Sustainable Food System
https://www.ofsi.or.jp/

INDEX

- 巻頭言 ②
- 〈農林水産省〉
 飲食料品消費税率の臨時的な引下げについて ④
- 食品等持続的供給対策債務保証事業のご案内 ④
- 令和７年度　物流生産性向上推進事業に係る公募 ⑤
- 〈情報処理推進機構〉
 不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえ、
 速やかに実施すべき対策等について ⑤
- 〈日本政策金融公庫〉
 中小企業景況調査（２０２６年月９月）要約版の
 公表について ⑥
- 〈公正取引委員会〉
 「石油関連製品等の価格転嫁に関する緊急調査」の
 結果が公表されました ⑥
- 〈農林水産省〉
 ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ　２０２７
 関連イベントへの出展情報（令和８年１０月から１１月まで） ⑧

巻　頭　言

臨時国会が開会した。

飲食料品への消費税を２年間１％とする法案の扱いが最大の焦点である。この問題に隠れてあまり大きく報道されていないが、私が非常に大事だと思う課題がある。それは総理の国会出席削減問題を中心とする国会改革のことである。国会の会期に限りがあり、どれくらい進展がみられるかわからないが与野党の国対関係者で議論が始まっていると承知している。

本年の通常国会にあたる特別国会における総理の国会出席日数、時間は、それまでの通常国会における歴代総理の平均を大きく下回り国会軽視ではないかという議論が起こった。従来の通常国会における総理の出席時間を予算委員会の集中審議時間で比較してみると、確かに高市総理の場合は約３０時間と直前の石破総理の９０時間、その前の岸田総理の場合の約７４時間に比べ、かなり少なくなっている。（いわゆる本会議ものの法案の数により本会議出席の頻度は変わり、また、予算委員会の総括質疑や締めくくり総括質疑は定型化しており、出席時間の差はあまりない。）

このような状況の中でマスコミや評論家などは高市総理の国会対応について、国会軽視であると言うことで、ほとんどの場合が批判的であった。

確かに過去の総理の国会への対応に比較すると高市総理の国会への出席時間は少なく、批判される面もあるかもしれないがこれを国際的な比較で見てみると、また違った景色が見えてくる。同じ議院内閣制をとっているイギリスとドイツとの比較をGeminiに聞いた結果、法案の数など各種要因により変動するが近年の標準的な目安だとの注釈付きで以下のとおりの回答を得た。ソースにあたっていないので正確なところはわからないが、小生の認識とあまり相違なく、傾向としてはおおむね正しいと思う。

国名	首脳の役職	年間議会拘束時間（目安）	年間議会出席日数（目安）	主な議会対応形式の特徴
日本	内閣総理大臣	**約１００～１２０時間**（年度により変動）	**約１００日**	本会議および予算委員会などの委員会に拘束。質問通告制度や慣行により長時間出席。
イギリス	首相	**約３０～４０時間**	**約３０～３５日**	週１回・３０分間の「ＰＭＱｓ（首相問答）」に集中。個別委員会への出席は限定的。
ドイツ	首相	**約１０～１５時間**	**約１０日**	年に数回の「政教演説（Governing Statement）」や質疑応答（問答時間）のみ。

これでわかるように。日本の総理は国会への出席時間がこれらの国の首脳に比べて極端に多くなっている。イギリスの場合は、いわゆる首相のクエスチョンタイムに出るだけで各委員会に出席することはほとんど無い。また、ドイツの首相は、基本的な政策の表明などの場合に出席するが基本的には連邦議会にはほとんど出席しない。これは連邦制ということと関連があるかもしれないが。

従来から国会における閣僚や総理の拘束時間が非常に長く、このため基本的な政策立案の時間が取れない、また外国訪問、国際会議への出席がままならないという弊害があることは、与野党ともに共通した認識であった。特に総理の外交に対する制約は非常に大きく、比較的自由に外国訪問ができる他国の首脳と比べて日本の立場は非常に不利であり、国際場裏における発言権の維持や存在感の発揮に大きなマイナスとなっていることは否めない。

これは閣僚の例であるが、私が農林水産省で国際関係を担当した際に、大臣の海外出張で国会

の審議の関係でゼロ泊三日、いわゆる弾丸出張といわれる日程しか議院運営委員会からオーケーが出ないというようなこともあった。夜の飛行機で発って明朝現地に到着し、昼間に会議あるいは会談に臨み、その日の夕方に現地を発って帰国する、というスタイルである。こういうきつい日程で総理や閣僚が各国の首脳や会議に対応する場合には、充分その実力を発揮できない恐れが高く、国益をかなりそこなっていると言わざるを得ない。

また、新聞にでている総理の動向欄やテレビでの総理の動きの報道をみると外国の首脳との会談や関係閣僚会議などが夕方に行われていることが多いことに気づくと思う。これは国会の審議の関係で夕方にしか総理の時間が確実に取れないという事情が関係している。首脳との会談や関係閣僚会議への総理の準備が十分できるのか心配である。

これを改善しようという与野党の努力は従来から行われており、私がかつて国会担当の課長をしていた当時、後の衆議院議長、大島理森国体委員長を中心に国会審議の改革の議論が行われた。その成果の柱が国家基本政策委員会の設置であった。これは、党首間の討論を定期的に行うことにより、総理の予算委員会への出席負担を軽減しようとするものであった。また各委員会における副大臣による大臣の代理をみとめ、大臣が海外出張で不在の場合にも委員会が開けるようにした。

しかし、国家基本政策委員会の党首討論は通常国会の中で１、２回しか開かれず、また閣僚による答弁を副大臣が代わって行うことについてもなかなか広まらず、総理や大臣の国会への拘束はほとんど減少することにはならなかった。これには、与党が国家基本政策委員会の定期的開催を嫌ったことと野党もテレビの前で一問一答で総理を問い詰めることができる予算委員会を重視してきたことがある。また、委員会では各省の責任者はあくまで大臣であり、副大臣の答弁では野党も満足しないという事情がある。

最近では予算委員会での総理に対する質問と答弁がむしろ増えており、また、各委員会でも副大臣や官僚による答弁より大臣の答弁が増えている傾向にある。その意味で総理や閣僚が国会に拘束される度合いは高まっているといえる。

では、国会での総理や閣僚の拘束時間、審議時間を削減することで、審議の実質に大きな影響は及ぶのか、すなわち客観的に見て国会の審議時間の削減は可能なのだろうか？最も審議時間の長い通常国会における予算の審議時間を見てみると石破総理の時には集中審議に９０時間も費やしており、これ以外の各省別の審議や公聴会の開催などを考えると、いかに膨大な時間が予算審議だけに費やされていることがわかる。常識的に言って予算の主要論点の議論に百数十時間もかかるとは思えない。予算プロパー以外の論点の議論は国家基本政策委員会やその案件に最も適した委員会で審議を行うことが可能である。

予算提出が政府の権限であり、法案の提出も政府提案が圧倒的に多い中で、野党の立場からすれば審議時間をいかに確保するかが重要になるのは理解できなくはないが、もう少し合理化する余地は十分あると思われる。そもそも国会は立法府であり、法律を作る機関である。行政府の監視機関としての機能も重要であるが、本務である立法機能に時間とエネルギーを割く必要がある。

国会改革の議論においては、高市総理の国会への対応の是非は別として、今後の国会のあり方を政治的な立場をはなれて中立的に議論してもらいたいと思う。総理や閣僚の国会への過重な拘束はできるだけ避け、集中した実質的な政策論議に特化する国会運営に持っていくようにするとともに、総理、閣僚の海外出張をより自由にし、政策対応の時間に余裕を与えることが大事だと思う。その意味で今国会での国会改革の与野党の論議に注目している。

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
会長　　村　上　秀　徳

〈農林水産省〉飲食料品消費税率の臨時的な引下げについて

標記について、以下のように農林水産省のＨＰで情報提供されていますのでご紹介します。

＊＊

〇飲食料品消費税率の臨時的な引下げについて

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までの２年間、飲食料品に係る消費税率が１％（国・地方合計）に引き下げられます。農林水産省としても、関係省庁と連携し、農林漁業者、食品事業者、外食事業者の実情を確認しつつ、予算編成過程において支援内容を具体化してまいります。

関連情報は以下をご覧ください。今後の情報については、随時更新いたします。

〇関係省庁のページ（外部リンク）

〈内閣官房ホームページ〉

「飲食料品に係る消費税率の引下げ」及び「給付付き税額控除」について

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shouhizei_zeigakukoujo/index.html

〈国税庁ホームページ〉

消費税率引下げ特設サイト｜国税庁

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/zeiritsuhikisage.htm#gaiyou

【リーフレット】「飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて」（令和８年９月）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0026008-127_leaflet.pdf

【パンフレット】「飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて」（令和８年９月）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0026008-127_pamphlet.pdf

「飲食料品に係る２年間の消費税率引下げに関するＱ＆Ａ」（令和８年９月）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0026008-127_qa.pdf

【概要版】「飲食料品に係る２年間の消費税率引下げ説明動画」（ＹｏｕＴｕｂｅ（外部サイト））

〇詳細については、以下の農林水産省ＨＰをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/syouhizei.html

食品等持続的供給対策債務保証事業のご案内

当機構では、特定の法律に基づく計画の認定を受けた事業者等の方々が、その認定事業の実施等に必要な資金について調達が円滑に行えるよう民間金融機関から借り入れる場合の債務保証事業を行っています。

■対象事業

1．食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）に基づく認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業
2．中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）に基づく認定食品流通円滑化事業
3．中小企業等経営強化法に基づく承認経営革新事業又は認定経営力向上事業
4．流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）に基づく認定総合効率化事業
5．地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）に基づく承認地域経済牽引事業
6．中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）に基づく認定農商工等連携事業
7．米穀の新用途への利用の促進に関する法律（米粉・エサ米法）に基づく認定生産製造連携事業
8．地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）に基づく認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業
9．農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）に基づく認定輸出事業

注）このほか、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務（運転資金のみ1団体当たり8千万円以下、保証期間1年以内、借入金元本等の50%）がございます。

概要や申込に当たってのＱ＆Ａを下記に掲載していますので、ご覧下さい。

・当機構HP　https://www.ofsi.or.jp/saimu/
・パンフレット　https://www.ofsi.or.jp/file/strct_dept/saimu/saimu_pr20251001.pdf

令和７年度　物流生産性向上推進事業に係る公募

農水産品・食品の物流生産性向上及び中継共同物流拠点の整備による流通の合理化並びに基幹ルートの機能強化等を推進し、我が国の物流における輸送力不足への対応及び海外から稼ぐ力の強化を図り、もって国民の食料安全保障を確保するため、物流の標準化に取り組む事業者が行う、標準仕様パレットの導入、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の実装の取組や、デジタル化、自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入を支援します。

■ 物流生産性向上実装事業

1．青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）、加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月）又はそれらに準ずる業界が定めるガイドライン（以下「流通標準化ガイドライン等」という。）において推奨されている標準仕様パレットの導入
2．貨物自動車による陸上輸送から新幹線、鉄道、海上輸送等への転換（モーダルシフト）
3．標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証
4．標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験
5．上記事業の実施に向けた調査、関係者の意見調整及び計画の策定

■ 物流生産性向上設備・機器等導入

1．標準仕様パレット導入に伴う機器導入及び改修、パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備等の物流の合理化・効率化に資する設備・機器の導入
2．納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入
3．上記の設備・機器等の導入の効果検証

■公募期間

令和8年9月15日（火）から原則として予算額に達する日までを公募期間とします。（課題提案書等は当機構に到着したものから先着順に受け付けて審査を行います。原則として予算額に達した場合、申請受付は終了となります。）

※「令和8年度物流生産性向上推進事業」も公募しておりますので、当機構のホームページにてご確認ください。

問い合わせ先

101-0032　東京都千代田区岩本町3-4-5
公益財団法人　食品等持続的供給推進機構　業務部
TEL：03-5809-2176　　E-mail：r7-suisin@ofsi.or.jp（令和7年度物流生産性向上推進事業）
r8-suisin@ofsi.or.jp（令和8年度物流生産性向上推進事業）

〈情報処理推進機構〉不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえ、速やかに実施すべき対策等について

1．独立行政法人情報処理推進機構は、10月9日、標記についてHPで公表しました。
2．概要（HPから抜粋）

直近において、国内の金融機関や通信事業者等の幅広い事業者から、不正アクセスの被害による情報漏えい事案の公表が相次いで行われています。特に、大量の個人情報を取り扱うオンラインサービス・アカウントサービス等に関するシステムが不正侵入され、個人情報を含むデータが窃取される事案が相次いでいるところです。

その様な大量の情報資産を保有する事業者や機微な情報を取り扱う事業者等の経営者におかれては、サイバーセキュリティリスクが自社のリスクマネジメントにおける重要課題であることを認識し、自らのリーダーシップのもとで対策を進めることが必要です。経営責任として情報漏えいを起こさないためのサイバーセキュリティ対策の点検や見直しを至急実施願います。

3．以下、「速やかに行うべき点検」、「速やかに取り組むべき対策」、「総合的なサイバーセキュリティ対策の更なる推進」、「（ご参考）政府機関等からの注意喚起」等が掲載されております。
4．詳細につきましては、以下の情報処理推進機構のHPをご覧ください。
https://www.ipa.go.jp/security/security-alert/2026/alert20261009.html

〈日本政策金融公庫〉
中小企業景況調査（２０２６年月９月）要約版の公表について

１．日本政策金融公庫総合研究所は、9月30日、「中小企業の売上げDIはマイナス幅が縮小、売上げ見通しDIは横ばい」との概況の中小企業景況調査（2026年9月）結果要約版を公表しました。調査時点は2026年9月中旬、調査対象は三大都市圏の公庫取引先900社（首都圏451社、中京圏143社、近畿圏306社）、業種構成は製造業607社、建設業83社、運輸業54社、卸売業156社です。

２．調査結果のポイント

（１）売上げ

・2026年9月の売上げDIは、8月からマイナス幅が1.8ポイント縮小し、▲0.1となった。
・今後3カ月（9月～11月）の売上げ見通しDIは、8月から横ばいの6.6となった。

（２）利益

・利益額DIは、8月から3.8ポイント上昇し、2.6となった。

（３）価格、雇用、生産設備

・販売価格DIは、8月から2.8ポイント低下し、20.1となった。
・仕入価格DIは、8月から8.8ポイント低下し、35.3となった。
・従業員判断DIは、8月から0.5ポイント上昇し、24.4となった。
・生産設備判断DIは8月から4.0ポイント上昇し、5.7となった。

３．詳細につきましては、日本政策金融公庫の以下のHPをご覧ください。
https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/keikyoyouyaku_2609.pdf

〈公正取引委員会〉「石油関連製品等の価格転嫁に関する緊急調査」の結果が公表されました

公正取引委員会は、9月25日、「石油関連製品等の価格転嫁に関する緊急調査」の結果を公表しました。

この調査は、「令和8年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査」（実施中）の一環として、主に令和8年7月に、中東情勢を受けた石油関連製品等の価格転嫁の状況に係る調査（調査対象行為の期間は同年3月頃～7月）として実施されたものです。概要は、以下のとおりです。

１．調査趣旨

令和8年2月以降の中東情勢による石油関連製品等の価格高騰の影響を受けている中小受託事業者の支援として、同年5月の会見における高市総理大臣の発言及び同年6月に開催された内閣官房の「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」・「賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」（合同会議）において、中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図ることが示されている。

このような政府の方針を受けて、公正取引委員会は、令和8年2月以降の中東情勢を受けて変化している経済状況を踏まえ、サプライチェーンにおける石油関連製品等（注）の価格転嫁の状況を早急に把握するために、幅広い業種を対象とした緊急調査（以下「本件調査」という。）を実施した。

（注）本件調査では、石油に関連する製品を幅広く対象としており、例えば、次の商品が含まれる。
・エネルギー：ガソリン、軽油、重油等の石油燃料
・石油製品原材料：製品の原材料としての樹脂（ポリエチレン等）、溶剤、ゴム、塗料等
・石油関連副資材：原材料以外で、製品の出荷に使用される副資材としての石油由来のフィルム、包装資材等
・石油関連消耗品：製品の製造工程やサービスの提供過程で消費される消耗品としての潤滑油、切削油等

2．調査結果の概要

（1）ウェブアンケート調査・電話調査等の回答から読み取れる概況

- 中東情勢の影響を受けた石油関連製品等の価格高騰について、受注者の立場で64.1％が「影響があった」と回答。（製造業及び流通業では、75％以上）
- 受注者の立場で、「発注者に価格転嫁を申し出たが、協議に応じてもらえなかった」と回答した者は、わずか（0.8％）であり、受注者が協議を申し出れば協議に応じるということは根付きつつある。
- また、半分以上（51.7％）の受注者が、発注者に協議を申し出たところ、一部でも価格転嫁を受け入れてもらえたと回答した。
- 他方で、現時点において価格協議の申出をしていない受注者も4割程度（38.5％）いた。その事情として、発注者との力関係、一定の時期にしか価格改定を行わないなどの商慣習の存在を挙げる受注者がいた。
- エネルギー、原材料等のコスト全体の要請受諾率は、48.3％であり、高低二極化している。また、サプライチェーン別にみると、二次受注者・三次受注者以降の取引段階がその他の取引段階のものに比べて低く、価格転嫁が十分に進んでいない傾向。

（2）公正取引委員会の対応

- 受注者から協議を申し入れられたが、協議せずに取引価格を据え置いた等（独占禁止法Q＆Aに該当する行為）と回答した発注者59名に対し、優越的地位の濫用の未然防止の観点から注意喚起文書を送付し、問題につながるおそれのある行為を指摘することにより、自主的な改善を促した。
- 受注者が価格協議を申し出づらい事情の存在など本件調査で得られた結果を踏まえ、石油関連製品等も含む価格転嫁の状況について全都道府県の事業者に対し立入調査を実施中であり、この中で独占禁止法違反行為の未然防止の観点から啓発を行うとともに、価格転嫁の実態の把握を進める。

3．今後の公正取引委員会の方針

公正取引委員会は、中東情勢による石油関連製品等の価格高騰を受けて、価格転嫁の徹底のために、次の取組を行っていくこととする。

（1）優越的地位の濫用行為に対する厳正な法執行

本件調査の結果、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、今後とも、積極的に端緒情報の収集を行い、独占禁止法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う措置を採るなど、厳正な法執行を行う。

（2）取適法違反行為に対する厳正な法執行

取適法違反行為を発見するための情報収集として、令和8年度においても書面調査を実施し、それらで得た情報も活用して、効果的に違反被疑事業者に対する調査を実施する。その上で、取適法に違反する行為については、取適法に基づき、迅速かつ厳正に対応していく。

（3）相談・情報提供窓口

既存の相談窓口（優越的地位の濫用、取適法）、情報提供窓口（取適法、買いたたき等）の活用を進める。

（4）価格転嫁円滑化等に関する調査の実施

サプライチェーンにおいて特に二次受注者と三次受注者以降の取引段階で価格転嫁が十分に進んでいない傾向にあること、要請受諾率が高低二極化していることのほか、受注者が価格協議を申し出づらい事情の存在など本件調査で得られた結果も踏まえ、現在実施中の「令和8年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査」において、石油関連製品等を含む価格転嫁の状況について、全都道府県の事業者に対し立入調査を実施するなどして、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から啓発を行うとともに、価格転嫁の実態の把握を進め、今年中にその結果を公表する。

4．詳細は、以下の公正取引委員会HPをご覧ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260925_kinkyu_chosa.html

〈農林水産省〉GREEN×EXPO　2027 関連イベントへの出展情報（令和８年１０月から１１月まで）

10月1日付けで農林水産省は「花・緑・農・食等に関連するイベントへの出展を通じて、GREEN×EXPO　2027の機運醸成を行います！」として「GREEN×EXPO　2027　関連イベントへの出展情報（令和8年10月から11月まで）」を公表しました。

関連イベントへの出展を通じて農林水産省は、令和9年3月19日（金曜日）に開幕する横浜グリーンエクスポ（GREEN×EXPO　2027）の開幕に向け、花・緑・農・食等に関連するイベントへ出展し、GREEN×EXPO　2027の見どころや花き産業、農業、食料生産等との関わりを紹介することとしています。イベントでは、クイズ等の体験型コンテンツのほか、公式マスコットキャラクター「トゥンクトゥンク」が登場するイベントもあります。

1．出展予定イベントの一覧

出展日	時　間	イベント名	会　　場
10月3日（土曜日）	11時00分から 18時00分まで	食と農を未来へ JAグループ国消国産フェス	KITTEアトリウム・テラス （東京都千代田区）
10月7日（水曜日）から 9日（金曜日）まで	10時00分から 17時00分まで	第16回農業WEEK	幕張メッセ （千葉県千葉市）
10月10日（土曜日）から 12日（月曜日・祝日）まで	10時00分から 16時00分まで	シン・いばらきメシ総選挙 2026	茨城県三の丸庁舎 （茨城県水戸市）
11月1日（日曜日）	11時00分から 17時00分まで	NIPPON FOOD SHIFT FES. 東京2026	丸の内仲通り （東京都千代田区）
11月7日（土曜日）	08時00分から 15時30分まで	ねんりんピック 彩の国さいたま2026	熊谷スポーツ文化公園陸上競技場 （埼玉県熊谷市・総合開会式会場）
11月8日（日曜日）		第49回全国育樹祭	白浜会館（和歌山県白浜町）
11月11日（水曜日）から 13日（金曜日）まで	10時00分から 17時00分まで	アグリビジネス創出フェア 2026	東京ビッグサイト　西4ホール （東京都江東区）
11月13日（金曜日）から 14日（土曜日）まで	10時00分から 17時00分まで （11月13日） 10時00分から 16時00分まで （11月14日）	実りのフェスティバル 政府特別展示	サンシャインシティ （東京都豊島区）
11月14日（土曜日）から 15日（日曜日）まで	10時00分から 16時00分まで	NIPPON FOOD SHIFT FES. （さかな文化祭2026内）	横浜港大さん橋旅客ターミナル2F 大さん橋ホール （神奈川県横浜市）

出展内容や実施日時等は、各イベントの実施状況等により変更となる場合があります。

2．主な出展内容など詳細については、以下の農林水産省HPをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/kaki/261001.html

編集
食料システム　◆2026年11月号／通巻371号　◆令和8年11月1日発行
公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
〒101-0032　東京都千代田区岩本町3-4-5　第1東ビル 6F
☎ 03-5809-2175　03-5809-2183
✉ info@ofsi.or.jp　https://www.ofsi.or.jp/
□総務部　☎ 03-5809-2175
□業務部　☎ 03-5809-2176
▼再生紙を使用しています。